

改正

令和2年3月31日規則第12号

岸和田市景観審議会規則

岸和田市景観審議会規則（平成22年規則第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

- （1） 景観行政又は景観形成に関し学識経験を有する者
- （2） 公募した市民
- （3） その他市長が必要と認めた者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第4条 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認めたものについて議事に参与する。

2 臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該市長が必要と認めた事項に関する審議が終了するまでの間在任する。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は2名とし、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

（景観審査小委員会）

第8条 審議会の調査審議すべき事項のうち、景観法（平成16年法律第110号）に基づく勧告、命令及び岸和田市景観条例（平成22年条例第19号）第19条の規定による公表の措置の適否について審査するため、審議会に部会として岸和田市景観審査小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、審議会の委員（臨時委員を除く。）のうち会長が指名する者5名をもって組織する。

3 小委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、会務を掌理し、小委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、小委員会の委員のうちあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

6 小委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

7 小委員会は、指名された委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

8 小委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決するところによる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

10 岸和田市景観条例第18条、第19条第2項、第26条及び第29条に規定する審議会の意見は、小委員会の

決定した内容をもって、審議会の意見とする。

(岸和田市景観形成事業専門部会)

第9条 審議会の調査審議すべき事項のうち、岸和田市景観条例第40条に規定する良好な景観形成に係る啓発活動及び表彰に関する事業の実施について調査審議するため、審議会に部会として岸和田市景観形成事業専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

- 2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者5名以内をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(事務局)

第10条 審議会の事務局は、まちづくり推進部都市計画課に置く。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(現に委嘱されている委員の任期に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日において現に委嘱されている委員の任期については、この規則による改正後の岸和田市景観審議会規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。